

計量器の定期検査について

① 検査対象の計量器

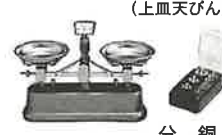
取引又は証明に使用する「はかり」、「分銅・おもり」、「皮革面積計」

② 持ってきていただくもの

①の他に、「検査手数料」をご持参ください。

③ 検査当日に受検できなかったとき

やむを得ない理由により受検できないときは、お住まいの市町村役場を通じてお知らせください。
後日、お近くの検査会場又は計量検査所（松江・浜田）で受検していただくことになります。

種 類	能 力	1 個あたりの 手数料	種 類	能 力	1 個あたりの 手数料
1. 手動はかり (1) 手動天びん  分 銅	ひょう量が 100 kg 以下のもの 目量がひょう量の 1/10,000 未満のもの	500 1,000	2. 指示はかり (1) 直線目盛りのみある もの(指示手はかり) 		250
(2) 棒はかり  おもり		10 250	(2) ばね式指示はかり 	ひょう量が 100 kg 以下のもの 250 kg " 500 kg " 1,000 kg "	500 900 1,500 2,100
(3) 等比皿手動はかり (上皿天びん)  分 銅		500 10	(3) 手動指示併用はかり  分 銅	ひょう量が 100 kg 以下のもの	500 10
(3) 皿手動はかり (上皿さおはかり)  増おもり		500 10	(4) 電気式のもの 	ひょう量が 100 kg 以下のもの 250 kg " 500 kg " 1,000 kg " 目量がひょう量の 1/10,000 未満のもの	1,400 1,800 2,200 3,100 上記手数料 の2倍
(3) 台手動はかり  増おもり	ひょう量が 100 kg 以下のもの 250 kg " 500 kg " 1,000 kg "	500 900 1,500 2,100 10			

注

この表は一般的なもののみです。最小の目盛又は感量がひょう量の1万分の1未満のはかりは表の金額の2倍の額となります。
この検査を受けなかったときは、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

計量に関するご相談は

● 市町村商工担当課

● 島根県商工労働部 商工政策課 計量係

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-6627・6628

※裏面もご覧ください。